函館市水産物地方卸売市場における売買取引の方法

品目	売買取引の方法
下の別表に掲げる物品	せり売 または 入札 または 相対取引 <u>※</u>1
下の 別表 に掲げる物品以外の物品	せり売 または 入札 ※2

別 表 -----

受託物品を除く次の物品

- (1) 鮮魚介類のうち、銀さけ、サーモン、きんきん、さんま、あじ、はまち、かつお、しまあじ、かんぱち、活いか、鮮まぐろ類、はも、穴子、たい、すずき、このしろ、さより、ほや、白魚、あゆ、あんきも、こうなご、えび類、毛がに、ずわいがに、たらばがに、花咲がに、貝類、生のり、もずく、生すじこ
- (2) 加工塩干品類
- (3) 冷凍品類
- ※1 次に掲げる場合であって市長が指示したときは、せり売または入札によらなければならない。
 - ① 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - ② 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
- ※2 次に掲げる場合は 相対取引 によることができる。
 - ① せり売または入札による卸売により生じた残品の卸売をする場合
 - ② 特例(函館市水産物地方卸売市場条例第49条第1項ただし書)により、市場に おける仲卸業者および買受人以外の者に対して卸売をする場合
 - ③ 次に掲げる場合であって、市長が せり売 または 入札 により卸売をすることが 著しく不適当であると認めて承認したとき。
 - ア 災害が発生した場合
 - イ 入荷が遅延した場合
 - ウ 卸売の相手方が少数である場合
 - エ 卸売業者と仲卸業者または買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
 - オ 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるため、その他やむを得ない 理由により、通常の卸売のための販売開始時刻以前に卸売をする場合